

令和8年度文京区育児休業代替任期付職員(福祉・Ⅱ類)募集案内

令和8年7月29日
文京区

- 申込受付期間 令和8年7月29日(水)～令和8年8月26日(水)
- 申込受付方法 インターネット
- 第二次選考実施日 令和8年9月4日(金)

この採用選考は、文京区の育児休業代替任期付職員(福祉・Ⅱ類)の採用予定者を決定するために実施します。

育児休業代替任期付職員とは、地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定により、育児休業を取得する職員の代替職員として、職員の育児休業の請求期間を限度に、あらかじめ任期を定めて採用する職員です。

なお、勤務条件(勤務時間、休暇、服务等)については、任期が定められていること以外は、原則として、任期の定めのない常勤職員と同様です。

1 職種及び採用予定数等

職種	採用区分	採用予定数	主な勤務場所
福祉	Ⅱ類(児童指導・保育士)	若干名	区内育成室、児童館、保育園、教育センター等

◆ 勤務場所：敷地内禁煙(文京シビックセンター敷地内屋外に1か所喫煙所有)

2 受験資格

(1) 年齢等	国籍を問わず(※1)、平成18年10月1日までに生まれた方。ただし、地方公務員法で選考を受けることができないとされる方(下記参照)及び現在文京区の常勤職員は、受験できません。
(2) 資格・免許	児童指導員の資格を有する方又は保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている方(採用日前日までに資格を取得し、上記の登録を受ける見込みの方を含む。)

(※1) 受験できる日本国籍を有しない人の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第2(永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者及び定住者)に掲げる在留資格を有する人及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

(※2) 「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」及び「地方公務員の育児休業等に関する法律」の規定に基づき採用されている任期付職員をいいます。

〈参考〉地方公務員法第16条(欠格条項)

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法 施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)は選考を受けることができません。

3 採用予定時期

令和8年10月中旬以降（随時）

4 任用期間

おおむね6年以上3年未満

- ◆ 育児休業を取得する職員の休業期間に応じて、採用時に決定します。

なお、任期付職員として採用され、その任期が満了した後に、他の職員の代替えとして任期を更新することはありません。

- ◆ 最終合格後、育児休業代替任期付職員として採用する前に、妊娠出産休暇期間の会計年度任用職員として勤務を依頼する場合があります。

5 選考内容

(1) 第一次選考

実施内容	課題式作文（200字以内×4問） ※ 申込時、課題式作文を提出してください。 ※ 課題内容及び提出方法は申込フォームでご確認ください。
結果発表	令和8年8月下旬（以降） ※ 合否にかかわらず、受験者全員に通知します。

(2) 第二次選考

第一次選考合格者を対象に実施します。

実施日	令和8年9月4日（金）（予定）
場 所	文京区役所（予定）
方 法	面接

- ◆ 詳細は、第一次選考合格発表に併せて通知します。
- ◆ 面接は、申込者数によっては、別日に実施する可能性があります。

(3) 最終合格発表

第一次選考及び第二次選考の結果を総合的に判断し、最終合格者を決定します。

結果発表	令和8年9月上旬（以降） ※ 合否にかかわらず、第二次選考受験者全員に通知します。
------	--

- ◆ 育児休業取得職員の代替えとなる任期が決定後、配属先等の確認をした上で採用内定とします。

6 申込手続

申込方法	下記のQRコードを読み取り、画面の指示に従って全ての必要項目を正しく入力して、申込受付期間中に申請してください。  https://logoform.jp/form/6KSu/1700084 から もアクセスできます。
申込期間	上記申込期間中【期間内受信有効】

- ◆ インターネット（LOGO フォーム）による申込みは、申込期間中に正常に受信したものを有効とします。この場合、採用選考の申込みを受け付けた旨のメール（申請到達）が送信されますので、メールが届かない場合は、申込期間中に必ず問合せ先までご連絡ください。

なお、システム保守整備のため申込期間中にシステムを停止する場合や、予期せぬ機器停止及び通信障害等が起きた場合のトラブルについては、責任を負いません。

《試験の申込みをした人は必ず受験してください》

本採用選考は、受験者の方の申込みによって試験の準備が進められます。これには、区民の方々に納めていただく税金が使われています。貴重な税金を有効に活用するためにも、試験の申込みをした方は必ず受験してください。

7 勤務条件

(1) 初任給

月額 約255,600円（令和8年4月1日現在）

- ◆ 上記金額には地域手当（20%）を含みます。
- ◆ 職務経験等がある場合には、初任給に一定の基準により加算されます。
- ◆ その他条例等の定めるところにより、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。
- ◆ 採用されるまでに給与改定等が行われた場合には、その額によります。

(2) 勤務日及び勤務時間

勤務日	勤務時間
月曜日から土曜日まで （4週8休制）	1日7時間45分、1週間当たり平均38時間45分

- ◆ 勤務日及び勤務時間については、職場により変則勤務となる場合があります。

(3) 休暇等

年度ごとに20日（付与日数は、採用月によります。）の年次有給休暇のほか、夏季休暇、慶弔休暇、妊娠出産休暇等が設けられています（育児休業代替任期付職員は、育児休業及び育児短時間勤務は請求することができません。）。

8 個人情報の取扱いについて

個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき適切に管理しています。文京区では、提出された書類やそれに基づき作成した資料等を厳重に管理するとともに、第三者には提供いたしません。

また、規定の保存年限経過後に適切に廃棄しています。

9 その他

- ① 採用内定者については、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）に基づき、本採用選考の最終合格後から採用内定前までに「保育士特定登録取消者管理システム」を活用し特定登録取消者に該当するかどうかを確認します。照会の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は、採用しない場合があります。
- ② 採用にあたり、令和8年12月25日に施行される「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）」に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、申込みフォームにより特定性犯罪の前科の有無を確認いたしますので、ご了

承の上お申し込みください。確認の結果、特定性犯罪の前科があることが判明した場合は、採用しない場合があります。また、特定性犯罪の前科がない旨の申告があったものの、実際には特定性犯罪の前科があった場合、内定取り消し事由に該当するものと考えられますので、合わせてご了承ください。

11 問い合わせ先

〒112-8555 東京都文京区春日 1-16-21

文京区役所総務部職員課人事係（文京シビックセンター17階）

TEL 03-5803-1144（直通）

12 文京シビックセンター（文京区役所）案内図



《交通》

- ◆ 東京メトロ 丸ノ内線・南北線
「後楽園」駅
5番出口直結・3番出口徒歩1分
- ◆ 都営地下鉄 三田線・大江戸線
「春日」駅
文京シビックセンター連絡口直結
- ◆ JR 総武線
「水道橋」駅 徒歩9分